

## 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）

---

本技術資料における「相互協力」とは「自治体間」の相互協力を意味している。相互協力の内容は大きく2つに区分され、「プランニングやマネジメント等の事務的な支援」と「収集運搬や仮置場の管理・運営、処理等の支援（オペレーション）」に分けられる。

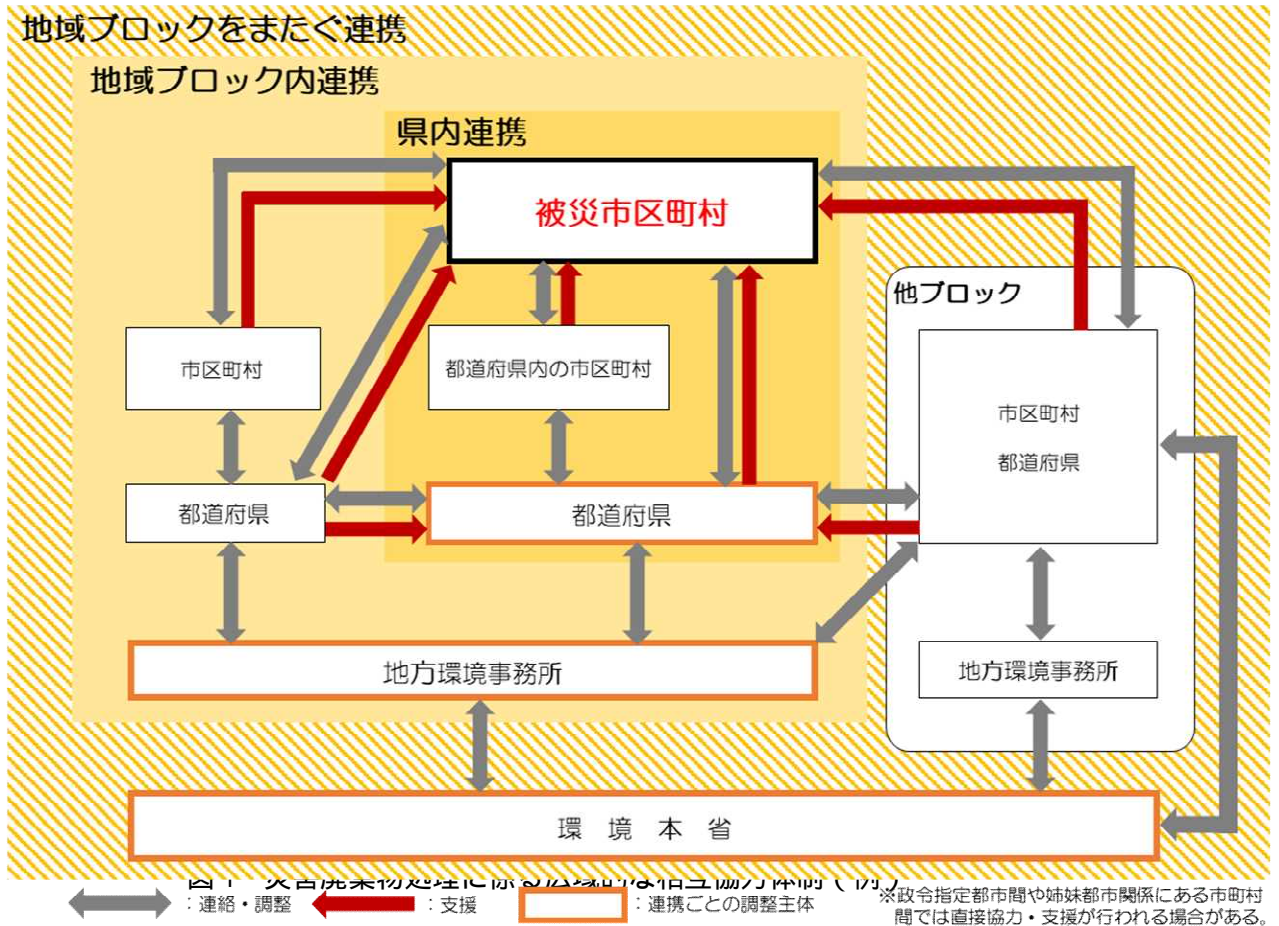
「プランニングやマネジメント等の事務的な支援」

災害廃棄物処理の推進に当たり、方針決定や計画策定等に資する情報・ノウハウの提供に係る支援

「収集運搬や仮置場の管理・運営、処理等の支援（オペレーション）」

プランニングやマネジメント以外で人員面での支援や現地での支援等に関するもの

次頁に示すとおり、相互協力は、まず「県内連携」を模索し、県内連携だけでは処理が停滞したり、処理しきれない場合に「地域ブロック内連携」を検討する。地域ブロック内で連携しても同様の事態が生じる場合には、次に「地域ブロックをまたぐ連携」を検討する。



県内連携	都道府県は域内の市区町村と調整を図り、県内市区町村と連携して被災市区町村を支援する。
地域ブロック内連携	地方環境事務所は地域ブロック内の都道府県と調整を図り、支援自治体（地域ブロック内の都道府県や市区町村）と連携して被災市区町村を支援する。
地域ブロックをまたぐ連携	地域ブロック内連携だけでは処理が停滞し、住民の生活環境保全上支障が生じると判断される場合や、早期の地域ブロックをまたぐ広域連携が今後の適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理に寄与することが期待される場合には、地方環境事務所と調整・協議を行った上で、環境本省が地域ブロックをまたぐ広域連携を調整する。